

【憲法】

問題 次の文を読み、設問に答えなさい。

婚姻関係にある男女の間に生まれた子である「嫡出である子」（「嫡出子」）と、婚姻関係にない男女の間に生まれた子である「嫡出でない子」（「非嫡出子」）とは、法律上も別異の取扱が行われている。たとえば、法定相続分に関して規定する民法第900条4号ただし書は、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一」と規定している。このような法律上の別異の取扱を改正するために、「非嫡出子」とされる人たちは、国会に自分たちの代表を送ることを目指してA党と称する政党を結成し、衆議院議員総選挙比例代表選出議員選挙にA党党首であるBをはじめとして合計36名を公認候補として擁立することとし、公職選挙法の定めに従って作成した「衆議院名簿」を中央選挙管理会選挙長に届け出た（A党は、公職選挙法第86条の2第1項が定める「衆議院名簿届出政党」となる）。Bは、C放送局の放送設備によってA党の政見放送の録画を行った。Bは、政見放送のなかで、「非嫡出子」である者に対する世間一般の差別意識がなお残存していることを示すために、選挙活動中に実際にB自身が体験したことを語った。Bの政見放送でC放送局が問題としたのは、以下の部分である。

Bが「非嫡出子」に対する差別の現実を訴えつつ、5日後に行われる「コンサートと非嫡出子差別問題を考えるシンポジウム」のチケットの購入を通行人に呼びかけていたところ、Bが通行人の一人から「お前らのような***のチケットなんか誰が買うものか、と言われた」。

C放送局は、「***」という言葉が障がいをもつ人に対する差別用語にあたるとして、Bに上記部分を削除することへの同意を求めた（なお、「***」が、障がいをもつ人に対する差別用語にあたることについては、争いがないものとする）。しかし、Bは、これを拒否した。C放送局は、当該政見放送において上記「***」部分のみ音声を消して放送した。C放送局による当該削除の理由は、障がいをもつ人に対する侮蔑的表現である差別用語を使用することは社会的に許容されないということが広く認識されている、ということである。

※ なお、解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2の順番で、かつ、「設問1」、「設問2」と見出しをつけて記入しなさい。

設問 1 あなたが原告側の訴訟代理人であった場合、どのような憲法上の主張を行いますか。

設問 2 原告の主張と想定される被告の反論との対立点を明確にしてください。そのうえで、それらの対立点に関して、あなた自身の見解を述べなさい。

【参考条文：公職選挙法の一部を改正する法律（平成 25 年 4 月 26 日法律第 10 号）】

第 150 条

1 (略)

2 (略)

3 衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、当該公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。）は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

第 151 条の 3 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第百三十八条の三の規定を除く。）は、日本放送協会又は基幹放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

第 151 条の 4 何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。

第 152 条 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第一項又は第三項に規定する放送（以下「政見放送」という。）をするに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をす

る等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。